

証人尋問に重点を置いた模擬裁判の授業

寺 本 誠*

1. はじめに

平成16年5月、司法制度改革の一環として「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成21年5月までに裁判員制度が開始されることが決定した。市民の法的参加が拡充されつつある今、教育現場でも生徒一人一人が責任や公正といった法的な考え方を十分理解した上で、自由で公正な社会の運営に主体的に参加する資質や能力を育成する必要に迫られていると言える。

法務省に発足した法教育研究会は、中学校社会科公的分野における法教育教材の開発を行い、平成16年11月に提出された報告書の中で4つの教材が提案された。⁽¹⁾ 筆者はこのうち「私法と消費者保護」の教材作成に携わったことから、担当するお茶の水女子大学の社会科教育法受講生に対し、試行段階の教材で試験的に実践を行った。その結果、「契約自由の原則」の錯誤が多々見られ、市民の法的参加を質的に支える上でも法教育が必要不可欠であることを改めて認識させられた。

本稿は法教育への取り組みの一環として、⁽²⁾ 法務省刑事局所属の検事2名を講師に招いて行った模擬裁判の実践の報告である。司法分野の学習を行っていない生徒に対し、法について考え、その意義を体験的に理解させる手段の一つとして、昨年度から模擬裁判の授業に取り組んでいる。特に本稿では証人尋問に特化した本年度の模擬裁判の実践について取り上げたい。

2. 模擬裁判の展開

本授業はOWN⁽³⁾と呼ばれる本校独自の特別選択授業において、2・3年生合同の90分展開

で、それぞれ約40名の生徒に対し3回実施した。本授業の目的は、「模擬裁判を通じて裁判の機能や手続きを理解すると共に、確かな根拠に基づいて判断することや、他者の意見から自分の判断を再構成していく重要性を理解する」ことである。裁判の様々な手続きの中でも証人尋問を中心に据えることによって、単に裁判の流れを追体験させるのではなく、検察官、弁護人のそれぞれの立場での根拠に基づいた理性的な議論を保障すること、また導き出された証言から、一つの事実について色々な見方や考え方があることを実感させることに主眼を置いて授業を構成した。

前半の45分間では法務省製作の裁判員制度広報用ビデオ『裁判員制度—もしもあなたが選ばれたら—』を視聴した。

このビデオで事例となっていたのは次のような事件である。たまたまバーで居合わせた二人の男のうち、一方の男が相手のささいな過失に腹を立てて一方的に殴りつける。殴られた男は店から逃げ去るが、帰宅後包丁を持って再び店に現れ、殴った男の腹部を刺したことから傷害事件として起訴されることとなる。この裁判の最大の争点は、加害者の被害者に対する殺意の有無である。加害者側は謝らせるために包丁を持ち出し、もみ合ううちに刺さってしまったと主張し、被害者側はもみ合う間もなくいきなり刺されたとして意見の一致をみない。生徒に見せるビデオの内容はここまでである。

この事件を最もよく知る立場にあったのはバーのマスターのみである。したがって、証人として召喚されたマスターの証言が判決を大きく左右することになる。ただし、マスターは事件

*お茶の水女子大学附属中学校

が起きた際は店内にいて、実際に目撃したわけではない。生徒はこの限られた情報から推察して、マスターから有効な証言をどのように引き出していくか思考をめぐらしていくことになる。

ビデオ視聴後、生徒達は4～5名ごとのグループで検察官、弁護人に分かれ、それぞれの立場でどのような質問をするか話し合った。生徒達には事前に筆者が作成した「考える視点シート」を配布し、ビデオの視聴や他者の意見から思考の流れを整理できるよう活用させた。また、質問を考える際には検事が作成した「マスターの証言を考えるポイント」を用い、それぞれの立場で有効な証言を引き出すヒントを提示した。さらに検事が巡回し適宜助言を与えることで、短絡的・感情的思考に陥ることなく事件の論点を合理的に整理しつつ証人尋問に臨むことができた。なお、証人役は検事が務めた。

稿末の表は実際に生徒が行った尋問の様子の一部である。まず、検察官側からもみ合いはなかった、つまり被告人に殺意があったという推論の下に質問を展開した。①はもみ合う時間があったかどうかの検証であり、②はもみ合いがあったのなら物音が聞こえたのではないかという観点からの検証、③はもみ合えば被害者の体に他に傷がついていたり、着衣の乱れがあったりと、何らかの痕跡があったのではないかという観点からの検証となっている。証人の回答から、もみ合う間も無く被告人が一方向的に刺したという有力な証拠が明らかにされた。

一方、これを受けた弁護人側は殺意が無かったことを立証しようとする質問を試みた。①では殺意があったのならすぐに逃げるはずだから、そうしなかったのはもみ合ううちに誤って刺してしまったのではないかという推論が導き出され、②も狙って刺したのではなかったという判断を引き出す質問であり、③は被害者の証言の信用度を検証するためのものである。これにより弁護人側は被告人には確固たる殺意が確認されないという論を訴えることができた。

弁護人側の質問が終わった後、検事から証人尋問全体を通しての講評がなされた。先に検察側から有効な質問が次々と出されたため、後を受ける弁護人側は十分な反論ができず、弁護人席で質問に詰まる様子が見られた。その点を踏まえ、検事から弁護人側に対して、店の中では大きな音楽が流れていたかという質問や、あっさりと4、5秒という言葉信じないで、どの程度まで正確であったかという質問もしてほしかったという助言がなされた。前者の問いはもみ合う音は証人には聞こえなかったという反論になるし、後者はもしもっと長い時間があつたと確認されれば、十分もみ合う時間はあつたという裏付けとなる。

このように、最後に論点の整理がなされることによって、弁護人側はもちろんのこと、検察側の生徒も今まで気づかなかった視点を得て、法的な思考を一層深めることができたようである。授業後の生徒の感想を見ても、多くの生徒が法や裁判に対する関心を高めると共に、証拠や他者の意見から自分の意見を再構成する過程がうかがえるなど、一つの事実を色々な視点で考えることの大切さを学ぶことができたと感じる。

3. おわりに

今回のように司法を学習していない生徒にとって、模擬裁判は体験として法に触れるには非常に効果的な手段である。ただし、模擬裁判の延長線上に裁判員制度を据えるだけではなく、むしろ裁判員制度導入を機に、法的な価値や思考を育む教育に包括的に取り組む必要があると考える。今回の授業では裁判における証人尋問という場面設定を行うことで、生徒に法的主体としての責任を付与すると共に、問題の分析能力や議論を行う能力といった法的資質を高める一助となったのではないかと感じる。ただ、今回は証拠から得た事実を基に、生徒が公平な第三者として判断を下すところまでは到達していない。次の段階として意思決定力を重視した授

業展開の可能性も検討したい。

先行試写会参加，検事総長と語る会，法曹三者に話を聞く会を実施した。

【註】

- (1) 法教育研究会『はじめての法教育－我が国における法教育の普及・発展をめざして－』（ぎょうせい，2005年）
- (2) 平成17年度は法務省の協力の下，模擬裁判以外にも法務省「メッセージギャラリー」オープニングセレモニー及び裁判員制度広報用ビデオ

- (3) 一定の期間，生徒が自分の興味・関心に応じて自由に科目を選択し，時間割を作る取り組み。詳しくは平成12年度お茶の水女子大学附属中学校教育研究協議会研究紀要「教わりに行く学校から，自ら『意味ある学び』を創り出す学校へ」（2000年），89～171頁。

表

	質問内容の一部	証人の回答
検 察 官	① 被害者が店から出て叫び声があがったのは、どれくらいの時間か。	① 席を立てってから4，5秒だったと思う。
	② 被害者が店の外に出て行った後、何か物音を聞いたか。	② 「ギャー」という悲鳴だけ聞こえた。
	③ もみ合いがあつて刺されたなら血痕がもっと飛んでいるはず。実際はどうだったのか。	③ じわじわと血がにじみ出て、シャツが血に染まっていた。路面までには達していない。
弁 護 人	① マスターが駆けつけた時、被害者はぼーとしていたということだが、その後どんな動きがあつたか。	① 包丁を取り上げて、店から119番をした。その後も被告人は立ちつくして、救急車が来てすぐに警察官が来てつかまえた。
	② 包丁を取り上げた時被告人は抵抗したか。	② 素直に手放した。
	③ 被害者はどれくらい酔っていたか。	③ かなり酔っていた。